令和２年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の対象となる人（被保険者）

●75歳以上の人全員
●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

※生活保護を受けている人は除きます。

保険料について

後期高齢者医療の保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料率は、鳥取県内均一で、2年ごとに見直されます。

今回の見直しでは、変更はありません。（令和２・３年度分）

所得割額
（総所得金額等－33万円）×所得割率８・07％

＋

均等割額　４２，４８０円

令和２年度の保険料計算における変更点

① 賦課限度額の変更

後期高齢者医療保険料の１人あたりの年額保険料の限度額は64万円です。（元年度は62万円）

② 所得状況による保険料均等割額の軽減率変更

世帯の所得状況に応じて軽減される均等割額について、前年度中の総所得金額等の合計金額が33万円以下の本則７割軽減対象の人は、これまで特例として更に上乗せして軽減されてきましたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、令和元年度より段階的に軽減率の見直しが行われています。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減後均等割額
７割	【基礎控除額（３３万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入８０万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	12,744 円
7.75 割	【基礎控除額（３３万円）】を超えない世帯のうち、７割軽減に該当しない世帯	9,558 円
５割	【基礎控除額（３３万円）＋２８万５千円（元年度は２８万円）×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240 円
２割	【基礎控除額（３３万円）＋５２万円（元年度は５１万円）×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984 円

保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金（年額18万円以上の人）から引き落とされます（特別徴収）。特別徴収に該当しない人は、納付書や口座振替といった方法で町へ個別に納めて頂きます（普通徴収）。

※75歳になられた年度や転入された年度は普通徴収となります。

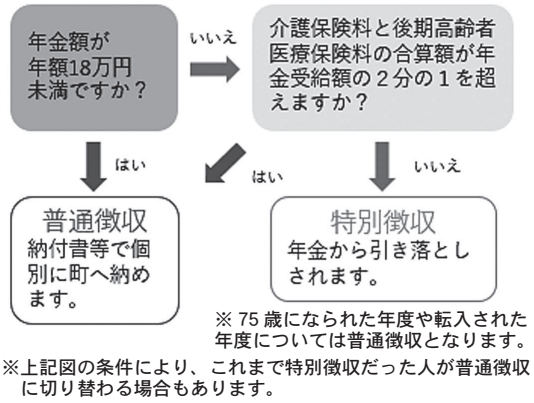

※75歳になられた年度や転入された年度については普通徴収となります。

※上記図の条件により、これまで特別徴収だった人が普通徴収に切り替わる場合もあります。

保険料本算定について

年間６回（４・６・８・10・12・２月）の保険料徴収の中で、４・６・８月については前年所得が確定していないため、前々年度の申告をもとに仮算定の保険料を納めて頂きます。

10月以降の徴収については確定した前年所得に基づいた本算定の保険料、前半３回の仮算定金額を調整する形での徴収となります。（上記の保険料計算における変更点①②も、このタイミングで反映されます）

問合せ先　保健センター福祉課　☎７５－４１０２